

別表

特別職国家公務員の再就職状況の公表について(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

平成24年9月7日
外務省

当(府)省課長・企画官相当職以上で退職し、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に再就職した特別職職員の再就職の状況は次のとおりです。

整理番号	氏名	退職時年齢	退職時官職	退職日	再就職先の名称及び業務内容	再就職先での役職	再就職日	再就職承認関係
1	上野 景文	62	特命全権大使	H22.10.19	杏林大学(教育)	客員教授	H23.4.1	不要
2	佐藤 昭治	63	特命全権大使	H23.3.29	しま 株式会社(コンサルタント業)	取締役	H23.12.8	不要
3	北島 信一	64	特命全権大使	H23.3.29	三井住友海上火災保険株式会社(損害保険業)	顧問	H23.4.1	不要
4	安藤 裕康	66	特命全権大使	H23.5.27	独立行政法人 国際交流基金	理事長	H23.10.1	不要
5	桂 誠	63	特命全権大使	H23.5.27	丸紅株式会社(総合商社業)	非常勤顧問	H23.8.1	不要
6	田邊 隆一	63	特命全権大使	H23.5.27	(株)日本電産(製造業)	顧問	H23.6.1	不要
7	野本 佳夫	63	特命全権大使	H23.11.8	日本電気株式会社(情報通信業)	顧問	H24.1.1	不要
8	壘 二夫	63	特命全権大使	H23.11.8	(株)霞友サービス(保険代理業)	代表取締役社長	H23.11.10	不要
9	高橋 文明	63	特命全権大使	H23.11.8	富士通株式会社(情報通信業)	顧問(非常勤)	H23.12.1	不要

注1) 「退職時官職」欄のカッコ書き官職については、過去に就いていた最高位の官職です。

注2) 「再就職承認」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第62条等により、在職中一定の関係にあった営利企業に就職しようとする場合に求められている手続きです。

注3) 退職日から2年を経過した後に再就職した場合は、含みません。